

秋田県町村電算システム共同事業組合個人情報保護条例施行規則

平成25年4月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県町村電算システム共同事業組合個人情報保護条例(平成25年秋田県町村電算システム共同事業組合条例第5号。以下「条例」という。)第42条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出事項)

第2条 条例第6条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令
- (3) 個人情報取扱事務のオンライン結合の状況
- (4) 個人情報取扱事務の外部委託の状況

2 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務の開始の届出は個人情報取扱事務開始届出書(様式第1号)により、同条第2項の規定による変更又は廃止の届出は個人情報取扱事務変更・廃止届出書(様式第2号)により行うものとする。

(本人への通知)

第3条 条例第7条第4項の規定による本人への通知は、個人情報収集通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 条例第8条第4項の規定による本人への通知は、個人情報目的外利用等通知書(様式第4号)により行うものとする。

(個人情報開示請求書)

第4条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 希望する開示の方法
- (2) 代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、当該開示請求に係る本人の氏名及び住所並びに本人との関係

2 条例第14条第1項に規定する書面は、個人情報開示請求書（様式第5号）とする。

（本人等の確認に必要な書類）

第5条 条例第14条第2項（条例第26条第3項及び第30条第2項において準用する場合を含む。）の保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が開示請求をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類
- (2) 法定代理人が開示請求をする場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、成年後見に関する登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類
- (3) 本人の委任による代理人が開示請求をする場合 当該代理人に係る第1号に掲げる書類及び委任者の署名及び押印のある委任状

（個人情報開示決定通知書等）

第6条 条例第18条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書（様式第6号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書（様式第7号）
- (3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 個人情報不開示決定通知書（様式第8号）

（個人情報開示決定等期間延長通知書）

第7条 条例第19条第2項に規定する書面は、個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第9号）とする。

（第三者保護に関する手続）

第8条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求書受理年月日
- (2) 開示請求に係る保有個人情報
- (3) 意見書の提出を求める理由
- (4) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第21条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等に係る意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

3 条例第21条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定をした旨の通知書（様式第11号）により行うものとする。

（開示の方法）

第9条 条例第22条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) フィルム（マイクロフィルムを除く。）、録音テープ及び録画テープに記録されている個人情報 当該フィルム、録音テープ及び録画テープの当該個人情報に係る部分の視聴
- (2) 磁気テープ（録音テープ及び録画テープを除く。）、磁気ディスク、光ディスク及びマイクロフィルム（以下この号において「磁気テープ等」という。）に記録されている個人情報 当該磁気テープ等から通常の方法により印字装置を用いて出力した物の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

（口頭による開示請求）

第10条 条例第23条第1項に規定する書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 開示請求に係る自己情報が試験に係る自己情報である場合にあっては、当該試験の受験票
- (4) その他請求をする者本人であることを証明するものとして管理者が認めた書類

(費用の納付等)

第11条 条例第24条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第24条に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 条例第24条に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

4 保有個人情報の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(個人情報訂正請求書)

第12条 条例第26条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、本人に代わって代理人が保有個人情報の訂正請求をする場合における当該訂正請求に係る本人の氏名及び住所並びに本人との関係とする。

2 条例第26条第1項に規定する書面は、個人情報訂正請求書(様式第12号)とする。

(個人情報訂正決定通知書等)

第13条 条例第27条第1項又は第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をする旨の決定
個人情報訂正決定通知書(様式第13号)

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部について訂正をする旨の決定
個人情報部分訂正決定通知書(様式第14号)

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をしない旨の決定
個人情報不訂正決定通知書(様式第15号)

(個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第14条 条例第28条第2項において準用する条例第19条第2項の書面の様式は、個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第16号)とする。

(個人情報利用停止等請求書)

第15条 条例第30条第1項第4号の規則で定める事項は、本人に代わって代理人が保有個人情報の利用停止等請求をする場合における当

該利用停止等請求に係る本人の氏名及び住所並びに本人との関係とする。

2 条例第30条第1項に規定する書面は、個人情報利用停止等請求書（様式第17号）によるものとする。

（個人情報利用停止等決定通知書等）

第16条 条例第31条第1項又は第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）利用停止等請求に係る保有個人情報の全部について利用停止等をする旨の決定 個人情報利用停止等決定通知書（様式第18号）

（2）利用停止等請求に係る保有個人情報の一部について利用停止等をする旨の決定 個人情報部分利用停止等決定通知書（様式第19号）

（3）利用停止等請求に係る保有個人情報の全部について利用停止等をしないう旨の決定 個人情報不利用停止等決定通知書（様式第20号）

（個人情報利用停止等決定等期間延長通知書）

第17条 条例第32条第2項において準用する条例第19条第2項の書面の様式は、個人情報利用停止等決定等期間延長通知書（様式第21号）とする。

（諮問をした旨の通知）

第18条 条例第34条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第22号様式）によるものとする。

（運用状況の公表）

第19条 条例第40条の規定による公表は、広報への掲載その他の方法により行うものとする。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。